

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 7 月 17 日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和 40 年岩手県訓令第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
（当直の種類及び勤務時間） 第23条 当直は、宿直及び日直の2種類とし、その勤務時間は、次の表に掲げるとおりとする。			（当直の種類及び勤務時間） 第23条 当直は、宿直及び日直の2種類とし、その勤務時間は、次の表に掲げるとおりとする。		
区 分	本庁舎及び土曜日に執務を行わない出先機関のある庁舎	左欄に掲げる庁舎以外の庁舎	区 分	本庁舎及び土曜日に執務を行わない出先機関のある庁舎	左欄に掲げる庁舎以外の庁舎
宿直	午後 5 時 15 分から（本庁舎において休日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第 1 号）に規定する県の休日をいう。以下同じ。）以外の日にあつては、 <u>午後 5 時 45 分</u> から）翌日の午前 8 時 30 分まで	午後 5 時 15 分（執務が行われる土曜日にあつては、午後零時 30 分）から翌日の午前 8 時 30 分まで	宿直	午後 5 時 30 分から（本庁舎において休日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第 1 号）に規定する県の休日をいう。以下同じ。）以外の日にあつては、 <u>午後 6 時</u> から）翌日の午前 8 時 30 分まで	午後 5 時 30 分（執務が行われる土曜日にあつては、午後零時 30 分）から翌日の午前 8 時 30 分まで
日直	休日の午前 8 時 30 分から <u>午後 5 時 15 分</u> まで	休日（執務が行われる土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から <u>午後 5 時 15 分</u> まで及び宿直を置かない出先機関に限り執務が行われる土曜日の午後零時 30 分から <u>午後 5 時 15 分</u> まで	日直	休日の午前 8 時 30 分から <u>午後 5 時 30 分</u> まで	休日（執務が行われる土曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から <u>午後 5 時 30 分</u> まで及び宿直を置かない出先機関に限り執務が行われる土曜日の午後零時 30 分から <u>午後 5 時 30 分</u> まで
2	[略]		2	[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この訓令は、平成 19 年 7 月 17 日から施行する。